

## 昭和 60 年 10 月 1 日施行の千葉県浄化槽取扱指導要綱における「放流先のない場合の処理方式」に該当する処理装置の設置条件について

千葉県浄化槽取扱指導要綱 第四の 5 (2) に該当する処理装置の取扱いについて (抜粋)

昭和 62 年 1 月 8 日 生第 165 号、建第 215 号

各特定行政庁、保健所長、土木事務所長、都市計画事務所長あて 千葉県環境部長、千葉県都市部長通知

(平成 2 年 6 月 1 日 一部改正)

このことについて、別添のとおり「放流先のない場合の処理方式」に該当する処理装置の取扱いを定めたので通知します。

別添 「放流先のない場合の処理方式」に該当する処理装置の取扱い

### 1 設置条件

- (1) 設置場所は、原則として日照、通風が良好であり、かつ雨水等が流入するおそれのない場所（盛土等を考慮する）であること。
- (2) 当該施設からの保有距離は次のとおりとする。この場合、当該施設と他の施設の外周間を計測すること。
  - (ア) 隣地境界まで 1 m 以上
  - (イ) 建築物まで 1 m 以上
  - (ウ) 擁壁（透水砂利層まで）1.5 m 以上
  - (エ) がけ（建築基準法施行条例第四条による）の上端及び下端まで 1.5 m、ただし、45 度を超えるがけについては下端からの 45 度の延長が上部地表面と交わる所及び下端まで 1.5 m 以上
  - (オ) 井戸まで 5 m 以上
- (3) 地下水位が地盤面より 1.5 m 以内の場所又は湿潤な場所に設けないこと。
- (4) 土質は黒土、赤土等を原則とし土質調査（最低 1.5 m の掘削）により判断すること。砂、れきの場合は当該施設周辺を黒土、赤土に置換すること。
- (5) 当該施設の上部は人の通行等により踏み固められるおそれのないよう考慮すること。
- (6) 原則として、SS 除去装置を設けること。
- (7) 重力浸透を防止するシート、受皿等を設けること。また、材料の耐久性についても考慮すること。
- (8) 単独処理浄化槽放流水と家庭用雑排水を混合して流入させないこと。
- (9) 処理水量は、各社の基準によるものとする。
- (10) 施工仕様書等による各社独自の条件がある場合、上記にかかわらずそれを満足すること。